

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- 当組合内の組合員間だけでなく組合以外の企業、団体等と広く連携するための情報提供する場を提供し、マッチングの支援を行うとともに、新規事業の創出を積極的に支援する。
- 当組合の医療・介護分野の施設・事業所のロボット導入、管理部門のICT化を支援し、特に介護分野のDXに貢献する。
- 介護分野における人材不足対策としての外国人材の育成と人材マッチングと人材マッチングを推進する。
- 介護ロボット導入促進、現場作業のICT化促進、管理部門のICT化促進により、組合員の従業員の負担軽減に取り組むとともに、広く介護サービスを受ける高齢者に対し、新しい技術を活用したヘルスケア事業を推進する。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、連携事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど連携事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を連携事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、連携事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、連携事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 組合として共同発注に努めるようにし、発注者と受注者双方が効率的にコストダウンを図れるよう取り組む。
- 管理能力の向上、業務の効率化、セキュリティの強化を図るために積極的に業務の IT 化を推進して取引先との情報連携の向上を図る。

2022 年 6 月 20 日

協同組合ウェル国際技能協力センター

企 業 名

代表理事 広岡啓一郎

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。